

## 第2次猪苗代町母子保健計画【概要】

### 1. 計画策定の背景

母子保健計画については、厚生労働省通知により、平成8年度から住民に必要な母子保健サービスを適切に提供できるよう、計画の策定、見直しによる推進が図られてきました。平成9年4月1日、事業の実施主体が市町村に一元化されたことを受け、猪苗代町（以下「本町」という。）も母子保健計画を策定し、母子保健事業を展開してきましたが、厚生労働省が次世代育成支援対策推進法にもとづく市町村行動計画を策定したことに伴い、平成17年度から母子保健計画は次世代育成支援行動計画の中に含まれることになりました。

その後、平成27年度より国民運動計画である「健やか親子21（第二次）」の趣旨も踏まえ、母子保健法及び「健やか親子21（第二次）」の理念に基づき、「すべての親子が健康で心豊かに過ごせるまちづくり」を基本理念に掲げ、新たに「猪苗代町母子保健計画（平成27年度～令和6年度）（以下「前計画」という。）」を策定し、各種母子保健施策を推進してきました。

また、令和5年3月には「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）が閣議決定され、保健・医療・福祉・教育などが連携して子どもたちの健やかな成育を切れ目なく、社会全体で支える環境の整備を進めていくことが求められるようになりました。

このたび、前計画の期間が満了となることから、前計画の評価を行い、これまで本町で取り組んできた母子保健施策について見直すとともに、「成育医療等基本方針」の趣旨も踏まえ、母子保健事業をより一層効果的に推進することを目的に、新たに「第2次猪苗代町母子保健計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

### 2. 計画の趣旨

少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、地域での保健・医療・福祉・教育等に関する各種取組との連携のもと、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない母子保健サービスが提供されることが重要です。本計画により、町民と行政、関係機関が一体となって、生涯を通じた健康づくりの出発点である母子保健の取り組みを推進します。

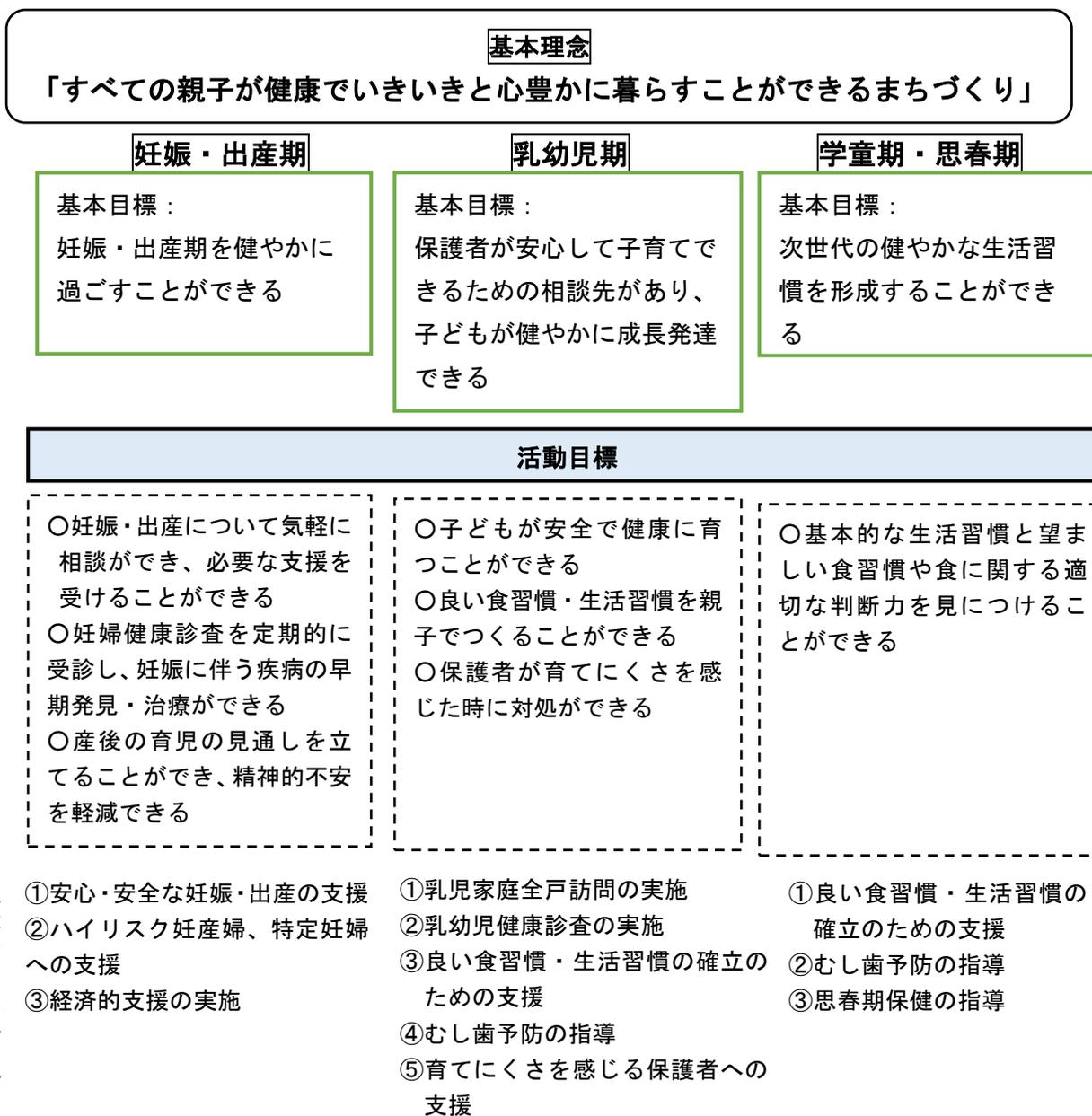
### 3. 計画期間

令和7年度～令和11年度までの5年間

#### 4. 基本理念

すべての親子が健康でいきいきと心豊かに暮らすことができるまちづくり

#### 5. 計画の体系



#### 6. 計画の推進体制

基本理念の実現に向けて、関係部局や関係機関と連携を図りながら各施策を展開するとともに、猪苗代町健康づくり推進協議会に意見を求めながら、年度ごとにPDCAサイクルを通じた計画の進行管理を行い、母子保健事業の効果的・効率的な推進に努めます。